

「安芸灘とびしま海道オレンジライド」実施事業者募集に係る 公募型プロポーザルの実施について（実施要項）

1 趣 旨

安芸灘とびしま海道オレンジライドを、大会の企画から準備、運営を円滑に行うため、事業主体となる事業者を公募し、提案内容が最も優秀な事業者を選定し、契約するもの。

2 発注者

安芸灘とびしま海道オレンジライド大会実行委員会（以下、実行委員会という）

3 業務名称

安芸灘とびしま海道オレンジライド(以下、運営業務という)

4 履行場所

実行委員会の指定する場所

5 業務期間

契約締結日から令和2年3月31日まで。

6 支払条件

- ・呉市が負担金として1,000,000円（消費税・地方消費税額を含む）を支払う。
- ・参加者からの参加料、企業等からの協賛金は、全額を受注者の収入とする。
- ・収支において、損失が生じた場合においては、呉市からの補填は行わない。また、利益が生じた場合においては、負担金を還付する必要はない。

※平成29年度参考事業規模

・呉市負担金	1,500,000円	}	8,645,000円（消費税・地方消費税額を含む）
・参加料収入	5,474,000円		
・協賛金	1,640,000円		

7 業務内容

別紙「安芸灘とびしま海道オレンジライド」実施事業 仕様書参照

8 資格要件

参加者の資格要件は次の(1)から(6)の要件を満たすものとする。

- (1) プロポーザルに参加する者は、法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 消費税、地方消費税その他市区町村民税を滞納していないこと。
- (5) 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制の下にある者でないこと。
- (6) サイクルイベントの企画運営の実績を有する者。（呉市で実施した者は1次下請けまで認める）

9 募集・選定の手順(予定)

募集・選定のスケジュールは以下のとおりとする。

告知開始日	令和元年7月26日(金)
質問書の受付期間	令和元年7月26日(金)～8月 6日(火)

参加申込書受付期間	令和元年7月26日(金)～8月16日(金)
企画提案書受付期間	令和元年8月19日(月)～8月23日(金)
審査(プレゼンテーション・審査)	令和元年8月26日(月)
最優秀提案書の決定	令和元年8月27日(火)
結果通知	令和元年8月27日(火)

※審査以降の日程は都合により変更になる場合がある。

10 実施要項等の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付
実施要項等に対する質問のある場合は、質問書(様式6)により行うものとする。
- (2) 質問の受付方法
 - ①受付方法 質問書を「22 問い合わせ先」へEメールにより提出し、質問書を提出した旨を電話により連絡すること。
電話及び口頭による質問は受け付けない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ直接電話で問い合わせをする。
 - ②受付期間 令和元年7月26日(金)から令和元年8月6日(火)までの毎日午前8時30分から午後5時15分まで。
- (3) 質問の回答
 - ①回答方法 参加申込者の全員に対してEメールにより随時回答することとし、遅くとも令和元年8月22日(木)までに回答する。
 - ②回答の扱い 質問の回答が実施要項等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって実施要項等の内容に変更があったものとする。

12 参加申込方法

本件に参加を希望する者は、実施要項等を熟読の上、以下により申し込むこと。

- (1) 参加申込書受付期間
令和元年7月26日(金)から令和元年8月16日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付場所
「22 問い合わせ先」と同じ
- (3) 書類の提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。応募受付期間内必着のこと。)
- (4) 提出書類
(様式1)から(様式3)までの書類及び添付資料
※(様式3)には、記載した大会の規模、内容、金額等の判る契約書(写し)やプログラムなどの書類を添付すること。
- (5) 提出部数
(様式2)、(様式3)、(様式4)の書類は10部、(様式1)及び(様式3)の添付資料は1部

13 参加の辞退

参加申込書の提出後、企画提案書の提出までに参加を辞退する事業者は、14(1)の企画提案書提出期間中に参加辞退届(様式5)を提出し、説明会で配布した資料を返却すること。

14 企画提案書の提出

参加申込者は本件実施要項及び別紙「安芸灘とびしま海道オレンジライド」実施事業 仕様書」に基づき、企画提案書等を以下のとおり提出すること。

- (1) 企画提案書受付期間
令和元年8月19日(月)から令和元年8月23日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出先
「22 問い合わせ先」と同じ
- (3) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。応募受付期間内必着のこと。)
- (4) 提出書類
 - ①企画提案書提出書(様式4)
 - ②企画提案書(様式自由 ただし、A4版で30頁以内とする)

- (5) 提出部数
企画提案書提出書は1部、企画提案書は10部

1.5 企画提案書に必要な提案内容

- (1) 提案における大会のコンセプト・テーマ
(2) 安芸灘とびしま海道におけるサイクリングイベントに対する考え方
①大会運営について
②競技運営について
③広報について
④医療・救護について
⑤警備・安全対策について
⑥ボランティア運営について
⑦沿道対策について
⑧協賛金獲得戦略について
(協賛金獲得目標額、獲得した協賛金に対し、手数料等を必要とする場合は、その割合も明記すること。)
⑨提案者の独自提案・セールスポイントについてなど
※各業務についての課題と解決策についても明確に記載すること
(3) 上記業務を円滑に遂行するための実施体制、スケジュール
(4) 地元企業の活用など呉市の雇用拡大及び経済向上への貢献・協力についての考え方
(5) 概算事業費の収入及び支出見積書
支出については、業務毎に仕様書記載の項目について、小計がわかるように作成すること。
※各項目の詳細内容の記載は、各社の提案内容・仕様に沿ったもので良い。

1.6 審査方法

実行委員会が設置する実施事業者選定部会（以下、選定部会という。）において、プレゼンテーションによる審査を実施し、評価点が最も高かった事業者を最優秀提案者として選定する。

- (1) 日程
令和元年8月26日（月） ※時間及び会場等は別途連絡する。
(2) 説明者
各事業者3名以内とする
(3) 方法
プレゼンテーション20分、質疑20分（予定）
(4) 説明資料
提出した企画提案書のみを使用する。追加資料の提出は認めない。
(5) 審査基準
審査の評価項目、評価の着目点、ならびに配点はそれぞれ別紙「審査評価表（評価基準及び配点）」による。
なお、参加者が1社の場合でも審査を実施するが、審査の結果、選定部会の全部会員の評価点の平均点が70点未満（100点満点）の場合は選定しないものとする。

1.7 選定結果の通知

選定又は非選定を書面により通知する。

1.8 選定結果の公表

- (1) 公表の方法
呉市のホームページで公表する。
(2) 公表の内容
最優秀提案者については名称及び評価点を公表する。それ以外の提案者については、名称は非公表とし、評価点のみ公表する。

1.9 審査内容の照会

最優秀提案者に選定されなかった者（グループの場合は代表者）は、次の内容を「22 問い合わせ先」へ文書で照会することができる。
照会の内容 自社（グループ）の評価点（合計点のみ）、順位及び総評とする。
その他の内容の照会及び審査結果に関する異議は受け付けない。

2 0 契約の締結

最優秀提案者と契約に向けた協議を行うが、最優秀提案者との協議が不調となった場合は審査において次順位の提案者と順番に協議を行うこととし、協議が整った事業者と契約を締結する。ただし、審査の結果が、選定部会の全部会員の評価点の平均点が70点未満の提案者とは協議を行わないものとする。

2 1 その他

- (1) 本件の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案の応募に係る以外の目的で使用しないこと。
- (3) 実行委員会の提供資料は、応募に係る以外の目的で使用しないこと。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (5) 提出期限までに参加申込書及び企画提案書が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (6) 提出された資料は返却しない。なお、提出された書類は事業者の選定以外には提出者に無断で使用しない。
- (7) 呉市情報公開条例に基づき、本件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開することができるものとする。
- (8) 契約締結に際し、企画提案の内容の一部について、双方協議の上、修正できるものとする。
- (9) 受託者は業務遂行に当たっては、実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、実行委員会の指示に従うこと。
- (10) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (11) 納入した成果品に係る著作権ほか一切の権利は実行委員会が保有し、実行委員会が該当データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (12) 業務の全部を第三者に再委託する場合は、実行委員会に書面により事前に承認し、承認を得ることとし、可能な限り呉市内事業者を活用すること。

2 2 問い合わせ先

〒737-8501 呉市中央4丁目1-6
呉市役所8階
呉市スポーツ振興課
担 当：河原，平岡
電 話：0823-25-3471
F A X：0823-24-9807
Eメール：sports@city.kure.lg.jp